

堺市私道公共下水道布設申請者名簿

申請者代表者 住所
氏 名

私道公共下水道布設の申請に関し、上記の者を代表者と定めたのでお届けします。
なお、私道公共下水道の布設に当たっては、堺市私道公共下水道布設工事施行要綱第5条に規定する布設の要件を満たし、同第8条第2項に基づき付される条件を遵守いたします。

整理 番号	利 用 者		
	区 分	住 所	氏 名
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		
	土地所有者		
	建物所有者		
	使 用 者		

【布設の要件】（堺市私道公共下水道布設工事施行要綱第5条）

(1) 利用者について、その全員が布設工事の施行を希望していること。

(2) 当該私道敷について、土地所有等に係る訴訟等の紛争がないこと。

(3) 利用者について、本要綱及び第8条第2項の条件その他関係法令等の規定の遵守について確約があること。

(4) 私道所有者について、布設工事の施行及び本市による私道公共下水道の維持管理を承諾していること。

(5) 私道所有者について、私道公共下水道が存続する期間中、本市が当該私道敷を使用し、これに係る土地使用料は無償とすることを承諾していること。

(6) 私道所有者について、当該私道敷の土地を第三者に譲渡する場合は、譲受人に第4号及び第5号の承諾内容を継承させることについて確約があること。

(注)利用者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。